

令和7年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,230千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,797千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業収入		1,000	17,000	18,000
	1 事業収入	1,000	17,000	18,000
5 繰入金		511,153	△38,430	472,723
	1 一般会計繰入金	511,153	△38,430	472,723
8 市債		107,600	△800	106,800
	1 市債	107,600	△800	106,800
歳 入 合 計		701,027	△22,230	678,797

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		463,063	△20,036	443,027
	1 事業費	463,063	△20,036	443,027
2 公債費		237,611	△2,194	235,417
	1 公債費	237,611	△2,194	235,417
歳 出 合 計		701,027	△22,230	678,797

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	東浦和第二土地区画整理事業	43,470

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東浦和第二土地区画整理事業	107,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	106,800	(補正前に同じ。)		



令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業  
特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ862, 148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 358, 948千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		413,928	△265,852	148,076
	1 一般会計繰入金	413,727	△265,852	147,875
9 事 業 収 入		0	1,128,000	1,128,000
	1 事 業 収 入	0	1,128,000	1,128,000
歳 入 合 計		496,800	862,148	1,358,948

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		364,468	863,111	1,227,579
	1 事 業 費	364,468	863,111	1,227,579
2 公 債 費		132,296	△963	131,333
	1 公 債 費	132,296	△963	131,333
歳 出 合 計		496,800	862,148	1,358,948



令和7年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,923千円を減額し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ592,077千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使  
用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		376,689	△10,923	365,766
	1 一般会計繰入金	376,689	△10,923	365,766
歳 入 合 計		603,000	△10,923	592,077

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		451,931	△10,333	441,598
	1 事 業 費	451,931	△10,333	441,598
2 公 債 費		150,781	△590	150,191
	1 公 債 費	150,781	△590	150,191
歳 出 合 計		603,000	△10,923	592,077

第 2 表

## 縹 越 明 許 費

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	南与野駅西口土地区画整理事業	159,605



令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第3号）

令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,130千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,370千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業収入		1	3,699	3,700
	1 事業収入	1	3,699	3,700
5 繰入金		346,176	△17,229	328,947
	1 一般会計繰入金	346,176	△17,229	328,947
8 市債		163,400	△12,600	150,800
	1 市債	163,400	△12,600	150,800
歳 入 合 計		626,500	△26,130	600,370

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		453,187	△23,420	429,767
	1 事業費	453,187	△23,420	429,767
2 公債費		172,521	△2,710	169,811
	1 公債費	172,521	△2,710	169,811
歳 出 合 計		626,500	△26,130	600,370

第 2 表

## 繰 越 明 許 費 補 正

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	指扇土地区画整理 事業	81,000	指扇土地区画整理 事業	164,728

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
指扇土地区画整理事業	163,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	150,800	(補正前に同じ。)		



議案第12号

令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

別 表

繰 越 明 許 費

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	江川土地区画整理事業	45,532



議案第13号

令和7年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,132千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,868千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		77,581	△9,132	68,449
	1 一般会計繰入金	77,581	△9,132	68,449
歳 入 合 計		131,000	△9,132	121,868

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		96,744	△6,430	90,314
	1 事 業 費	96,744	△6,430	90,314
2 公 債 費		33,702	△2,702	31,000
	1 公 債 費	33,702	△2,702	31,000
歳 出 合 計		131,000	△9,132	121,868

議案第14号

## 令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,779,390千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,542,102千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		80,298,592	△1,779,390	78,519,202
	1 他会計繰入金	76,098,592	△1,779,390	74,319,202
歳 入 合 計		86,321,492	△1,779,390	84,542,102

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		86,321,492	△1,779,390	84,542,102
	1 公 債 費	86,321,492	△1,779,390	84,542,102
歳 出 合 計		86,321,492	△1,779,390	84,542,102